

地域経済の健全な発展、持続可能な地域社会の実現を目指して

長野市

# 公契約等基本条例

令和3年4月1日施行

公契約等の公正性、競争性及び透明性の向上  
市民に良好な公共サービスの提供  
労働者等の労働環境の向上

長野市



- 適正な入札の実施及び契約の締結
- 適切な履行期間の設定、計画的発注
- 適切な予定価格の設定
- 市内事業者への発注

受注者  
(事業者)



- 賃金その他労働環境の向上
- 適正な価格での入札
- 市内事業者の活用、地域における労働者等の確保・育成
- 労働者等への条例の内容の周知
- 対等合意による適正な下請負契約
- 労働環境報告書の提出(\*)

公契約業務の従事者は、労働環境について市に申し出ることができます。(\*)  
そのことを理由として不利益な取り扱いをすることは禁止されています。(\*)

(\*)は、令和3年10月1日から適用

本条例に関するお問合せ、労働環境についての申出・相談先

長野市財政部 契約課

TEL:026-224-5015  
e-mail: keiyaku@city.nagano.lg.jp



条例に関する情報